

平成30年第6回 松山市教育委員会定例会

(高木事務局次長)

ご起立願います。

一同礼。

(一同)

よろしくお願いします。

(高木事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから平成30年第6回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の議事録署名人に一色委員を指名いたします。

ここでお知らせをいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、4名の傍聴を許可しておりますので、ご報告を申し上げます。

あわせて、カメラの撮影等も許可をしておりますので、申し上げておきます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対し、賛成あるいは反対の意思表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき非公開の議決があった時には、一時的に退席をしていただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げておきます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第12号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

吉岡地域学習振興課長から説明を求めます。

(吉岡課長)

地域学習振興課です。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料1ページをお願いいたします。

議案第12号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

各公民館の事業計画や管理運営等を審議する公民館運営審議会委員は、松山市公民館条例第3条第2項及び松山市公民館運営内規第4条第4号により教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している公民館運営審議会委員のうち62名が退任し、新たに69名の委員を委嘱するものです。

お手元の資料1ページから3ページまでが退任者となっていますが、湯山公民館の中村兼康氏をはじめ、小・中学校長の人事異動や退職、またPTAなど地域で就任している役員の交代などの理由により、公民館運営審議会委員の辞任願が教育委員会に提出されたものです。

続きまして、資料4ページから6ページをお願いいたします。

今回新たに委嘱を予定している方々は、先ほどの退任者の後任、またすでに委員を辞任されている方の後任として、小・中学校長、PTA会長や町内会長などの役職に就かれている方々となっています。

任期は、前任者の残任期間となりますので、平成30年6月1日から平成31年3月31日までとなっています。

ただし、資料4ページ一番下に掲載しております、樋口太郎氏、および資料5ページ一番上の廣谷亮一氏の任期は、前任者の任期が平成29年5月15日から2年であったため、その残任期間となる平成30年6月1日から平成31年5月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

意見等もないようですから、採決をいたしま

す。

議案第12号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第13号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

大本事務局次長から説明を求めます。

(大本事務局次長)

事務局次長の大本です。

よろしくお願いいたします。

それでは、資料9ページをお願いいたします。

議案第13号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

教育支援委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育支援を必要とする幼児、児童及び生徒について、医学、心理学、教育等の見地から調査審議し、教育支援に必要な助言を行うことを実務として設けられたもので、松山市教育支援委員会条例第4条の規定により、議案として提出するものです。

議案内容の1点目は、現在18人の委員のうち、12名の委員が平成30年6月6日に任期満了になることに伴う、新たな委員の委嘱についてです。

任期満了となる12名の委員のうち、9名の委員については、再任になります。

残りの3名について、新たに、松山市立八坂小学校の二神博教頭、松山市立潮見小学校の豊田久美子教諭、松山市立北条小学校の濱本順子教諭に委嘱を行います。

任期は、3名とも2年間とします。

議案内容2点目は、所属機関の人事異動に伴う委嘱替えについてです。

愛媛県立松山聾学校に所属する一色治恵委員より、校内体制の中での役職の変更による委員の辞退の申し出がありましたので、平成30年5月31日

付で辞任を承認するとともに、その補欠委員として、同校内で一色委員の後任として職に就く、河村義和教諭に、新たに委員の委嘱を行います。

なお、委嘱期間は前任者の残任期間とします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいですか。

はい、意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第13号「松山市教育支援委員会委員の委嘱について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第14号「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。

大本事務局次長から説明を求めます。

(大本事務局次長)

事務局次長の大本です。

よろしくお願いいたします。

資料12ページからをお願いいたします。

説明に先立ちまして、1か所訂正をさせていただけたらと思います。

資料の22ページをお願いいたします。

学校番号16番、旭中学校、資料の中段になりますが、9番神野浩彦氏の性別を女性になっておりますが、男性にご訂正いただけたらと思います。

お詫び申し上げ、訂正させていただきます。

それでは、議案第14号「学校評議員の委嘱について」ご説明させていただきます。

学校評議員制度は、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくために設けられたもので、松山市立幼稚園管理規則第18条第3項及び、松山市立学校管理規則第15条第3項の規定により、議案として提出するものです。

今回、平成30年6月30日、任期満了に伴う改選を行い委嘱するもので、平成30年度に各小中学校、幼稚園から推薦された学校評議員は合計611名で、その任期は平成30年7月1日より平成31年4月30日までとなっています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(教育長)

はい。

以上で説明は終わりましたが、この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

では、意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第14号「学校評議員の委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第15号「松山市指定文化財の指定について」を議題といたします。

沖広文化財課長から説明を求めます。

(沖広課長)

文化財課でございます。

よろしく願いいたします。

資料の26ページをお願いいたします。

議案第15号「松山市指定文化財の指定について」ご説明いたします。

今回の市指定候補物件は、27ページに添付しております、有形文化財歴史資料掩体壕1基です。

掩体壕は、軍用機を上空の敵機から守るために造られた格納庫で、太平洋戦争末期には、全国の軍用飛行場に作られ、松山でも、松山海軍航空隊と、松山海軍航空基地の飛行場付帯施設として、南吉田・垣生、両地区に掩体壕63基や誘導路が築かれました。

戦後、そのほとんどは消滅しましたが、南吉田地区にコンクリート造りの有蓋掩体壕3基が残っており、そのうちほぼ完全な形で残っている1基について新規指定しようとするものです。

この掩体壕につきましては、平成30年3月15日付で松山市文化財保護審議会に諮問をしておりましたが、同審議会より3月30日付で、当時の基地や航空隊の歴史を示す数少ない資料であり、また悲惨な戦争を語り継ぎ、平和の尊さを伝える貴重な資料であることから、市指定とすることが妥当という答申をいただいたものです。

本定例会でご承認をいただければ、今後速やかに指定告示する予定です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(教育長)

よろしいですか。

はい、どうぞ。

(一色委員)

現地を見させていただいて、この掩体壕もやはり年月の経過とともに大分老朽化している部分がございますので、その維持管理については、寄贈を受けて松山市の所有になっているというふうにかがっていますので、市の方で維持管理をよろしく願いしたいという感想を持っております。

(教育長)

はい、課長。

(沖広課長)

はい、市の所管が市民部市民参画まちづくり課になっており連携しながら、掩体壕のいろんな保存の方法であるとか、活用の方法について検討して進めていきたいと思っております。

(教育長)

その他ございませんか。

はい、どうぞ牛山委員。

(牛山委員)

私も今日、見せていただいたのですけれども、掩体壕という存在をどういうふうに語り継いでいくか、皆さんに歴史の経過の中でという、そういったところに対して審議会さんの方で何か特別、ご意見があれば参考までに聞かせていただきたいのですけれども。

(教育長)

はい、課長。

(沖広課長)

保護審議会の方でも、この保存と活用について検討してほしいというご意見をいただいています。

市民部の方へも、審議会からご意見いただいた内容をフィードバックさせて、適切な対応をしていきたいと思います。

(教育長)

はい、牛山委員。

(牛山委員)

では、市民部さんの方でそのへんは、原案を作ったり、市民の意見を聴いたりという理解でよろしかったでしょうか。

(沖広課長)

はい、そのとおりです。

(牛山委員)

ありがとうございました。

(教育長)

はい、よろしいでしょうか。

その他。

(一同)

なし

(教育長)

はい、それでは採決をいたします。

議案第15号「松山市指定文化財の指定について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(渡部所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしくお願いします。

お手元の資料30ページをお願いします。

議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

松山市青少年育成支援委員は、松山市教育支援センター条例第3条第4号及び同施行規則第4条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、任期途中ではありますが、人事異動などにより、青少年育成支援委員の交代が生じたことに伴い、委嘱するものでございます。

本件で委嘱しようとする者は、資料31ページから32ページの表「(新)氏名」の欄に示させていただいておりますとおり、中学校区単位の校区一般は4名、小学校は18名、中学校は10名で、次のページ市内の商店は、5名ございまして、合計37名の委嘱でございます。

なお、任期は、平成30年5月15日から平成31年

3月31日まででございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、採決をいたします。

議案第16号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第17号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

杉野中央図書館事務所長から説明を求めます。

(杉野所長)

中央図書館事務所でございます。

よろしく願いいたします。

お手元配布の議案書34ページをお願いいたします。

議案第17号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」報告させていただきます。

図書館法の規定に基づき、松山市立図書館条例第5条におきまして、館長の諮問機関として松山市立図書館協議会を松山市立図書館に設置し、同協議会委員につきましては、教育委員会において任命をいただいています。

今回、松山市立小学校校長会図書館担当の校長先生の交代により、山本和子協議会委員が退任す

ることとなりましたため、前任者の残任期間について、石井東小学校、田中ひとみ校長先生を委嘱させていただきたくお願いするものでございます。

委員の任期は、平成31年7月11日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

では、採決をいたします。

議案第17号「松山市立図書館協議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第7 報告第5号「平成30年度学校医等の委嘱について」を議題といたします。

石橋保健体育課長から説明を求めます。

(石橋課長)

保健体育課でございます。

よろしく願いいたします。

「平成30年度学校医等の委嘱について」ご報告をいたします。

資料は37ページ、38ページです。

今年度の学校医等の委嘱につきましては、去る3月23日に開催されました教育委員会臨時会及び3月28日付教育長の専決処分により、学校医及び学校歯科医等の委嘱を決定していました。

その後、松山市医師会から、勤務先医療機関の4月1日付人事異動に伴う学校医変更の申し出がありましたので、岡奈央子氏の委嘱を見送り、5月1日付で、後任である井上英紀氏を委嘱いたしました。

さらに、委嘱を決定していた学校医尾崎光泰氏は体調不良のため、学校歯科医松田典憲氏は一身上の都合のため、松山市医師会及び松山市歯科医師会を通じ、今年度の辞退について申し出がありましたので、その委嘱を見送りました。

これらは教育長の専決処分にて実施しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、今回、ご報告するものです。

ご参考として、39ページから40ページに学校別の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱一覧表を示しております。

以上で説明を終わります。

(教育長)

はい、以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第8 報告第6号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」を議題といたします。

渡部教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(渡部所長)

教育支援センター事務所でございます。

よろしくお願いします。

資料43ページをお願いいたします。

報告第6号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

高等学校や中等教育学校についても、先ほど説明させていただいた議案第16号と同様に、人事異動などにより、委員の変更が生じていますが、高校・中等教育学校等においては、5月から校外補導活動を各校の青少年育成支援委員が対応するこ

ととなっているため、この活動に支障をきたさないように、教育長の専決により処理いたしましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づき、報告するものでございます。

なお、本件で委嘱したものは、次の44ページの「松山市青少年育成支援委員（高校・中等教育学校）」の表の「（新）氏名」に示させていただいているとおりでございます。

なお、今回の委嘱により支援委員は、現在の合計が480名となり、平成31年3月31日までの任期となっております。

以上で、報告を終わります。

(教育長)

はい。

以上で説明は終わりましたが、この件に関し、何かご意見等はございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第6号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の方々から何かご意見等ご質問などがございましたらどうぞ。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて、平成30年第6回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(高木事務局次長)
ご起立を願います。
一同礼。

(一同)
ありがとうございました。